

## 県制度融資「緊急経済対策資金」緊急特別融資の申込みに要する 県税納税証明手数料の免除について

### 1. 内容

平成24年7月九州地方における豪雨災害にて被災した中小企業に対する、緊急経済対策資金「緊急特別融資」の申込に必要な県税（事業税又は法人県民税）の納税証明に係る証明手数料については、支払いを免除する。

### 2. 手続き

#### ① 今後、新たに納税証明書を取得しようとする方

県税事務所で納税証明の申請を行う際、今回の災害で被災したことを証する罹災（被災）証明書を提示すること。

また、県税事務所へ提出する「証明書交付申請書（別紙）」の証明書の使用目的欄に、“県制度融資「緊急経済対策資金」緊急特別融資の申込みのため”と明記すること。

#### ② 既に、納税証明書を取得し、融資を申込み済みの方

証明書を取得した県税事務所において、還付を受けることが可能。

県税事務所窓口において、融資の申込みの有無を確認のうえ、還付されるので、証明書類の提示は不要。

#### ③ 既に、納税証明書を取得しているが、まだ融資の申込みを行っていない方

融資を申込み、信用保証協会の受付後、証明書を取得した県税事務所において、還付を受けることが可能。

県税事務所窓口において、融資の申込みの有無を確認のうえ、還付されるので、証明書類の提示は不要。

### 3. 免除される証明手数料の額 1件あたり 400円

### 4. 免除の実施期間 平成25年1月12日まで

### 5. 留意事項

今回、免除となるのは県税事務所において取得された納税証明にかかる手数料です。

各自治体の市役所、町村役場において取得された納税証明に係る手数料については、対象外となりますのでご注意ください。

\*詳細につきましては、商工会までお尋ねください。